

## 第1決算審査特別委員会（第2日目）

R7.9.11 (木) 10:30~

第二・第三委員会室

開会 10:26

委員長 皆さん、おはようございます。

### 委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。

これより本日の会議を開会いたします。

歳入の説明の前にお知らせがあります。質疑をする際は、各委員席の机にハンドマイクを1本ずつ用意しておりますので、そちらを使用して発言を行ってください。次に、答弁については、説明員のうち机のある席にお座りの方は、1列目と3列目にハンドマイクを1本ずつ置いております。必要な都度回していただいて答弁してください。机のない椅子席にお座りの方が答弁される場合は、手を挙げて委員長の許可を得てからハンドマイクが置かれている中央の机まで移動し、所属、職名、氏名を述べてから答弁をお願いいたします。

### 歳入

委員長 それでは、歳入の説明を求めます。

(歳入について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

高橋 1点質疑させていただきます。

41ページの美術自然史館の使用料についてなのですが、これはほかの教育施設と比べて高いのですけれども、美術自然史館使用料1万1,061件のうち音楽活動等によるロビー貸し館の件数も入っているのかを伺います。また、こちらは、音楽をする空間としては市内にある音楽公民館や市民交流プラザよりも適した環境であり、文化団体に人気があります。練習場所等としても貸し館利用を促進していく考えがあるのかも併せて伺います。

答弁を求めます。

茶木館長 まず、貸し館料につきましては、含まれているということでございます。利用の促進につきましては、できる限りご要望に応えたいとは思うのですけれども、PRという点でいいと特に何もしていない状況ですので、使っていただいている方にリピーターを含めてまた改めて使っていただくよう推進していくと思っています。

ほかに質疑ありますでしょうか。

藤田 3点ほど質疑させていただきます。

まず、1点目、18ページの固定資産税の不納欠損額が1,682万円あるのですが、これは満遍なく徴収できていないのか、それともどこか1つの徴収先が大きく払っていないのかというのを、もし分かれば教えていただきたいです。

次に、2点目、35ページの備考欄の普通交付税の内訳について教えていただきたいのですが、基準財政需要額（A）と基準財政需要額（B）と2つあるので、これは収入額なのかなと思ったのですけれども、需要額について違いがあるのであれば教えてください。

3点目、市税の徴収方法について教えていただきかったのですけれども、今滝川市ではクレジットカードでの徴収方法というのはなされていないのかなど

- 委員長 認識しているのですが、その実施していない理由があれば教えてください。  
林係長 答弁を求めます。
- ただいま質疑いただきました35ページの普通交付税につきまして、大変申し訳ございません、基準財政需要額（B）というのはご指摘のとおり基準財政収入額の誤りです。訂正させていただきます。申し訳ございません。
- ほかに答弁を求めます。
- 委員長 まず、1点目の固定資産税の不納欠損の関係なのですが、満遍なく徴収ができていない形の計上となってございます。
- 野村課長補佐 3点目のクレジット納付でございますが、滝川市独自ではクレジット納付は行っていない形なのですが、現在固定資産税と軽自動車にはQRコードが納付書につきまして、そのQRコードで地方税お支払サイトというところでクレジット納付ができるような仕組みになってございます。ですので、全国一律でクレジットカードの納付は、そのQRコードを読み取っていただくことで滝川市でもできるということで、ただ滝川市独自では行っていないという形になります。
- 藤田 確認です。ということは間接的にはもう納付できる仕組みは整っているという認識でよろしいですか。
- 野村課長補佐 あくまでも固定資産税と軽自動車税だけという形でございますので、よろしくお願ひいたします。
- 委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。
- 三上 昨日の民生のところで質疑させていただきました保育の広域入所負担の部分で他市町村から入ってくる分について内訳を教えてください。
- それと、2点目なのですが、不納欠損額なのですが、25ページ、市民税と固定資産税が大きいわけなのですが、合わせると4,500万円、この不納欠損に至る主な理由を教えていただきたいのと、それと同規模市町村の年間の不納欠損額つて平均でどのぐらいになっているのか教えていただきたいと思います。
- それと、3点目が55ページ、空き家対策総合支援事業補助金、これは昨日も質疑させていただきましたけれども、行政代執行分の負担分を取れなかった場合この補助金を活用できるのかどうなのか教えていただきたいと思います。
- 委員長 答弁を求めます。
- 井谷主幹 三上委員からの市外から滝川市への広域入所に係る歳入についてのご質疑についてお答えします。
- 広域入所、令和6年度砂川市から滝川市のほうへ1名の広域入所の実績はありますが、広域入所につきましては自治体同士協議をして契約をするのですけれども、保育料の歳入につきましては市を通さず施設のほうに直接市のほうから支払っていただくということになっておりますので、こちらのほうで金額のほうは把握できておりません。
- 委員長 答弁を求めます。
- 米内係長 空き家対策総合支援事業の補助金についてご説明をいたします。
- 行政代執行に関する費用についてということでございますけれども、行政代執行によるものにつきましては補助対象経費となっていないことから、この補助金については交付対象外となっております。
- 委員長 ほかに答弁をお願いいたします。もう一点あります。
- 野村課長補佐 不納欠損の理由は、滞納処分の執行停止によるものもございます。滞納者の方

が滞納処分をすることができない、財産がないというときに一定の事由をもって徴収をストップする、滞納処分の執行停止をすることで、1号理由、財産がないこと、あと2号で生活を困窮させてしまうこと、あと3号で所在が分からぬことで執行停止をかけて法律に基づいて欠損するという形の部分とどうしても徴収し切れないもので5年の時効が来てしまうものということで、市民税、あと固定資産税の部分でこのような形の計上となってございます。

あと、同規模の不納欠損の額ということなのですけれども、資料を本日ご用意していなくて、同規模で比較できるものご報告がこの場ではどうしてもできない形になってしまいまして、申し訳ございません。

三　上

不納欠損のほうの関係なのですが、今主な理由を述べていただきましたけれども、5年間の中でやっていくわけです。それまで督促だとか、あるいは住所が分からなければ住所を調査すると、そういうようなことをされているのだと思うのですが、市民税と固定資産税を合わせて4,500万円なのです。これは、上限があると思いますけれども、毎年支出していかなければいけないです。支出というのか、何というのか、計上ですね、4,500万円。その辺は、どのように考えているのでしょうか。

答弁願います。

金額が今回市税の不納欠損の額ということで、固定資産税と住民税を合わせて2,200万円の金額の計上になっておりまして……

(「間違えました」と言う声あり)

不納欠損額ということで金額に関しては、合計いたしますと、市民税800万円と固定資産税1,600万円ほどで2,400万円ほどになってございます。非常に大きい金額になってございます。それまでに財産調査や居所の確認と、もちろん徴収ができるかということの滞納整理も進めた中で財産がないという部分の判断をさせていただいて執行停止の部分という形になっている部分はございます。

25ページの市税の不納欠損額のところを見ると、これは2,870万2,000円ではないのですか。固定資産税でいうと1,682万円ではないですか。違うのですか。金額は市税合わせて合計2,870万2,708円ということで、市民税だけですと800万円になります。

どちらにしても市民税が862万6,000円、それと固定資産税が1,682万円、それが二千幾らになるのですね。これは、毎年毎年結局計上されていくということですね、上限があるにしても。すると、これを確保できるということはやはりいろんな事業に使うことができると思いますので、その辺はどのように考えていますか。

答弁願います。

三上委員おっしゃるとおり、この不納欠損を限りなくゼロに近づけるということが徴収努力だと考えております。徴税吏員は、全力をもってこの金額を少なく、一円でも市税を多く徴収できるような形、あとお支払いいただけるような努力を進めていきたいと考えております。

すみません。先ほどの空き家対策総合支援事業補助金の関係で、すみません、1点だけ補足をさせていただきます。

先ほど行政代執行については補助対象外というお話をさせていただきましたが、昨日も少しお話をさせていただいたのですが、略式代執行ということで所有者がいない場合は補助対象内となっておりますので、その場合は補助申請をして

委員長

野村課長補佐

野村課長補佐

三　上

野村課長補佐

三　上

委員長

野村課長補佐

田上課長

- 委員長 萩野 姓入となっております。  
ほかに質疑ございますでしょうか。  
先ほどの藤田委員の質疑とちょっと重なるところがあるのですが、軽自動車税と固定資産税のお話だったのですけれども、先ほどQRコードでお支払いができるとおっしゃっていたのですけれども、ほかの税金がQRコードで決済できない理由をお聞かせいただきたいです。
- 答弁願います。  
令和5年度に全国統一で固定資産税、軽自動車税はQRコードを必ずつけるよういうことで滝川市も取組をさせていただきました。その中で市民税や国民健康保険税もおつけできる部分に関してはということでご案内をいただいていたのですが、システム改修等も含め、国が進めている標準化仕様のときに市民税も国保税もつくということで、令和7年度12月以降でおつけできるときに滝川市も合わせてQRコードをつけるという流れで今進めている形でございます。ただ、標準仕様の件も体制が整い次第、市民税、国保税もおつけして皆様がお支払いしやすくできるように取り組んでいる状況でございます。
- ほかに質疑ございますでしょうか。  
80ページから81ページ、寄附金の関係でお聞かせいただきたいのですけれども、一般寄附金のいわゆる内訳的なものというのは、ふるさと納税はここに入っていますよね。内訳が分かれれば教えていただきたいと思います。
- 答弁願います。  
今ご質疑のありました一般寄附については、まずふるさと納税分も入っております。それに加えて、企業版ふるさと納税とそれ以外の一般寄附が含まれている形となっておりまして、まずふるさと納税の寄附が15億12万4,200円、企業版のふるさと納税が1,440万円、それ以外が一般寄附となっております。
- 15億円ということなのですけれども、もう少し具体的な内容というのはそこで分かりませんか。どういうものがすごく多かったのかという質疑なのですけれども。
- 答弁願います。  
今のご質疑につきましては、ふるさと納税の歳入の内訳ということでよろしかったでしょうか。
- (「はい、そうです」と言う声あり)
- まず、主に上位5返礼品の説明とさせていただきますが、まずやはりお米が11億5,113万3,600円です。全体の約76パーセントほどがお米となっております。続いてが布団、枕で、こちらが1億2,771万3,000円、続いてがジンギスカン、こちらが6,421万9,000円、そのほかが加工食品、お節などですけれども、それらをまとめ4,637万1,100円、最後に富良野市さんなどと共に返礼品を始めましたけれども、こちらが2,482万3,000円となっております。
- ほかに質疑ございますでしょうか。
- (なしの声あり)
- なしと確認させていただきます。
- 質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
- (異議なしの声あり)
- そのように決定いたします。
- 以上で歳入の質疑を終結いたします。

本日まで2日間質疑を行ってきましたが、市長に対する総括質疑はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのようにさせていただきます。

以上で全ての質疑を終結いたします。

これより休憩に入りますが、休憩中に書類審査を行っていただきます。再開は11時15分です。それまでに書類審査をお願いいたします。

なお、4月から6月の3か月分の書類を用意しておりますので、そのほかの月の書類審査を希望される方は、所管で準備いたしますので、お申出ください。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 11：05

再 開 11：13

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### 書類審査

委員長

休憩中に書類審査をしていただきましたが、これに対する質疑はございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、書類審査の質疑を終結いたします。

### 討論

委員長

これより討論に入ります。

討論の順番につきましては、委員会の初日に決定しているとおり、新政会、市民ネットワーク、会派清新、公明党の順となります。

最初に、新政会、好川副委員長。

副委員長

それでは、新政会を代表しまして、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算を可とする立場で討論いたします。

初めに、物価高騰が継続し、景気回復の出口がなかなか見えない厳しい状況の中、市税の収納率向上やふるさと納税には推進室を設け、意欲的に取り組み、財源を確保いたしました。経費節減など無駄を省き、効率的かつ効果的な行政運営に尽力された市理事者並びに職員の皆様に敬意を表します。

令和6年度は、滝川市総合計画の2年目に当たり、心が育ち人を紡ぐいつまでも住み続けたいちょうどいい田舎の実現に向けた施策の実施を基本とし、事務事業の効率化を図りつつ、将来の滝川市があるべき姿を見据えた事業を実施するとともに、安全、安心な市民生活を考慮した計画的かつ適切な経費の執行に努めたものと認識しております。

以下、若干の意見を付しまして討論といたします。

総務費の関係でありますが、公用車賃借においては従来の車両単体のリースから車検整備などのメンテナンスを含んだ総合的なリース契約に変更し、公用車全体の維持管理の経費縮減に努めていたことを評価いたします。

また、本市における民生委員の現状は、定数117名に対し、現員は89名であります。高齢化も進んでおり、担い手不足が深刻化しております。今後募集要領の工夫と年間手当6万200円の増額を国に求めるなどの対応が必要だと考えております。

また、土木費での緊急浚渫推進事業については、2巡目が終了したことで

ありますが、近年の日本各地で発生する記録的な豪雨に鑑み、事業の継続を要望いたします。

以上、新政会の討論といたします。

委員長

藤田

次に、市民ネットワーク、藤田委員。  
市民ネットワークを代表し、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算について認定を可とする立場で討論いたします。

物価高や人口減少の影響が続く中にあっても市民生活を支える施策に取り組まれた前田市長をはじめ理事者、関係職員の皆様のご努力に深く敬意を表します。令和6年度決算においては、経費削減や財源確保の工夫により約9億円の黒字を確保できたことを高く評価いたします。厳しい財政環境下にあっても健全な財政運営を意識された成果であると考えます。しかし、公共施設の老朽化や地域交通の維持、人口減少に伴う税収減など中長期的な課題は依然として厳しい状況です。今後は、EBPMの考え方を取り入れるなど、限られた財源を効果的に市民サービスへつなげていただきたいと思います。また、自主財源の柱であるふるさと納税については、安定的な寄附確保のため、本市の魅力をさらに発信していかれることを期待いたします。

以上を申し上げ、市民ネットワークの賛成討論といたします。

次に、会派清新、高橋委員。

委員長

高橋

会派清新を代表いたしまして、第1決算審査特別委員会に付託されました令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算を全て可とする立場で討論いたします。令和6年度は、コロナ禍明けの世界情勢の不安定化、人口減と物価高騰、病院の経営悪化など想定外の事態に次々と直面しながらも前田市長を先頭に市理事者、関係職員の皆様のご尽力により予算執行に当たられたことに対し敬意を表します。

特にこの厳しい物価高騰の中、市税収納率が大幅に増加したことは評価に値いたします。今後も全職員で知恵を出し合い、市民の声に耳を傾け、吸い上げながら利便性や業務効率化を追求し、投資と節制のバランスのよい持続可能なまちづくりをされることを期待するとともに、次世代を担う子供たちの成長環境づくりや地域の活性化、市民の健康、安心、安全につながる投資についても積極的な財政運営を求めてまいります。

以上をもちまして討論といたします。

次に、公明党、三上委員。

委員長

三上

私は、公明党を代表し、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定に対し賛成の立場で討論いたします。

令和6年度は、長期化したエネルギー高騰や食料品を中心とする物価高騰により、まだまだ市民生活が苦しい状況にありました。また、懸案になっていた駅周辺の整備は、旧スマイルビルの全ての所有権を取得することで新たな計画のスタートを切ったところでありましたが、将来的な財政見通しの予測ができないことにより年度末に一旦停止との状況に至っております。このような状況の中で近い将来滝川駅周辺地区の再整備事業が再始動することを望む市民がいる一方で、滝川市の将来の財政負担が重くのしかかり、これまで受けている市民サービスが抑制されるのではないかと心配する市民がおります。私は、一旦立

ち止まったこの機会に全ての事務事業を総点検するよい機会であると思っております。その意味において令和6年度の決算では、歳入歳出の差引きで9億7,478万円の剩余を生み、全体として事務事業の効率化などで16億円以上の基金の積立てができたこと、これはひとえに理事者、職員の皆さんのが財政を立て直し、次へ進むために努力してきた結果であると私は思っております。

よって、認定第1号を可として討論いたします。

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して9月18日までに事務局へ提出してください。

### 採決

委員長

これより  
**認定第1号 令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について**  
を採決いたします。

本認定を可とすべきと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

### 挨拶

委員長

市長

この場合、市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。

第1決算審査特別委員会閉会に当たりまして、委員長のお許しをいただきながら一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

木下委員長、そして好川副委員長をはじめ本委員会の委員各位におかれましては、昨日、本日と本委員会に付託されました議案に対しまして精力的、積極的に審査、ご議論いただき、ただいまいざれも可とご認定いただきましたことに心からの感謝を申し上げる次第でございます。

附帯された意見につきましては、今後の事業執行の十分参考にさせていただく所存でございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上を申し上げまして、委員会閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

委員長

委員長退任に当たりまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

本委員会におかれましては、終始熱心に審査を賜りまして誠にありがとうございました。また、理事者をはじめ市職員の皆さんには資料の作成から円滑な運営に協力していただきまして、本当にありがとうございました。

結びになりますが、こうして無事2日間の日程を終えることができましたことに改めて感謝申し上げ、退任に当たりましての挨拶といたします。本日はありがとうございました。

以上で第1決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 11:25